

雇児発0405第6号  
平成24年4月5日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）  
処遇特別加算費について」の一部改正について

標記については、平成2年6月7日児発第475号の6厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

別紙 「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における入所児童（者）処遇特別加算費について」の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 7 5 号 の 6 平 成 2 年 6 月 7 日</p> <p>[一部改正] 平成3年4月11日 児発第360号の7 平成5年4月9日 児発第331号の6 平成6年4月18日 児発第443号の5 平成7年4月3日 児発第371号の10 平成8年6月24日 児発第618号の8 平成9年5月28日 児発第375号の4 平成10年6月12日 児発第457号の3 平成11年4月30日 児発第418号の2 平成12年5月19日 児発第520号の3 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の1 平成17年10月28日 雇児発第1028006号の1 平成18年6月27日 雇児発第0627011号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の7 平成20年2月6日 雇児発第0206002号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の7 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の6 平成22年5月18日 雇児発0518第6号 <u>平成24年4月5日 雇児発0405第6号</u></p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 7 5 号 の 6 平 成 2 年 6 月 7 日</p> <p>[一部改正] 平成3年4月11日 児発第360号の7 平成5年4月9日 児発第331号の6 平成6年4月18日 児発第443号の5 平成7年4月3日 児発第371号の10 平成8年6月24日 児発第618号の8 平成9年5月28日 児発第375号の4 平成10年6月12日 児発第457号の3 平成11年4月30日 児発第418号の2 平成12年5月19日 児発第520号の3 平成15年5月23日 雇児発第0523004号の1 平成17年10月28日 雇児発第1028006号の1 平成18年6月27日 雇児発第0627011号 平成19年7月25日 雇児発第0725001号の7 平成20年2月6日 雇児発第0206002号の6 平成20年6月12日 雇児発第0612014号の7 平成21年6月29日 雇児発第0629001号の6 平成22年5月18日 雇児発0518第6号</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 入所児童（者）処遇特別加算費について</p> <p>略</p>

改正後

別紙

入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱

1～3 略

4 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。

ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件とする。

(1)～(3) 略

(4) 当該施設において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。

5・6 略

別紙様式1・2 略

現行

別紙

入所児童（者）処遇特別加算費実施要綱

1～3 略

4 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員等は、次に掲げる要件を満たしていること。

ただし、保育所の職員等については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所が雇用する職員であることを前提要件とする。

(1)～(3) 略

(4) 当該施設において、「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われていること。

5・6 略

別紙様式1・2 略

改正後

別添

- 1 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
 (平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
  - 2 一時預かり事業実施保育所 (平成23年9月30日雇児発0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3・4 略

現行

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所  
 (平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
  - 2 一時預かり事業実施保育所 (平成20年11月28日雇児発1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)  
 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。
- 3・4 略